

# MMCニュース 経営情報

2026年5月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

## 扶養に入れる範囲 R7年に引き続き R8年も改正されました

2025年(R7)に引き続き、2026年(R8)も扶養に入れる所得(年収)の範囲が次の通り拡大されました。

説明の簡略化のために細かな部分は省略しております

### 【 給与所得以外に収入がない場合 】

	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)
扶養に入れる 年収	103万円 以下	123万円 以下	136万円 以下
所得税の 非課税	103万円 以下	160万円 以下	178万円 以下
住民税の 非課税	98万円 以下	108万円 以下	117万円 以下

上記は以下の改正に伴うものです。

給与所得控除の最低額:55万円→65万円→74万円

所得税の基礎控除:48万円→58万円(最大95万円)  
→62万円(最大104万円)

住民税の基礎控除:43万円のまま改正なし

この改正は令和8年1月まで遡って適用されますが、事務手続きは年末調整で行われるため、各月の給与に

係る源泉徴収税額は変更されません。そのため額面給与と同額の場合、手取金額に変化はありません。

(注意)社会保険における扶養の範囲は上記とは別物ですのでご注意ください。詳細は社会保険労務士や社会保険事務所にお尋ねください。

## その他 R8年の税制改正 皆様に関係しそうなもの

通常、経営者が社員に支給する金銭(現物支給含む)は全て給与を支給したものとして課税するのが原則です。しかし、一定要件を満たした場合は給与を支給したものとはせず、非課税として扱うことが認められています。今回は令和8年の改正で注目をあびているものをご紹介します。

### 【 食事の支給 】

以下2つの要件を満たしていれば、給与として課税する必要はありません。

- 社員(役員含む)が食事代の半分以上を負担していること
- (食事代-本人負担額)が1か月あたり7,500円/税抜(改正前は3,500円)以下であること。

この要件を満たしていない場合、(食事代-本人負担額)が給与課税となります。

(具体例①)

- 1か月あたりの食事代13,000円
- 本人負担6,000円

この場合、要件(半分以上が本人負担)を満たしていない事になるので、

$13,000円 - 6,000円 = 7,000円$   
が給与課税となります。

(具体例②)

- 社員が食事代を一旦自分で精算する
- その領収書を会社に提出
- 会社はその食事が勤務日におけるもので

ある事等を検証のうえ半額を社員に支給  
一見、要件を満たしていそうですが、この場合  
“食事代の支給”でなく“現金の支給”となってし

まうので、社員に支給した金額は給与課税となります。

4月号の『社員寮』の取り扱いと同じく、会社が提携業者に全額を支払い、その半分以上を社員から徴収する方法なら非課税となります。非課税枠が7,500円になったこの度の改正をきっかけに、“提携業者”の営業活動が強まっているようです。福利厚生のおかげで効果的であれば検討してみてください。

#### 【 深夜勤務者に夜食代として現金支給する場合 】

上記の事例の例外として、深夜勤務者の夜食の支給ができないために1食あたり 650 円/税抜以下の金額を支給する場合は、給与課税しなくても良いとされています。

## 住民税特別徴収 新年度（6月～5月） 給与天引額の変更

役員や従業員さんの特別徴収住民税（新年度：6月支給分を7月10日に納付するのが第一回目となる）の通知書が5月（早い役所は4月・遅い役所は6月）に届きます。届きましたら、新年度の給与から天引きする手配をなさってください。なお、通知書の本人控えは各人に渡して、会社控えは大切に保管して下さい。

## お客様行動の傾向を分析 人材不足や維持管理費 を削減

コンビニエンスストアが POS レジを活用して、男女別・年齢別（入力するお客様の年齢はスタッフ感覚）・時間帯別・天候別などで商品毎の売上傾向を把握している事は以前から知られているかと思います。これは商品のロスを減らすための仕入れ等に役立てられています。

この度、銀行がATM毎に入出金の傾向を分析し、現金の回収や補充時期を判断する取り組みを始めました。それにより、現金補充に向かう拠点を減らしたり、警備会社の輸送負担を軽減したりすることを狙っています。

上記による効率化は銀行のみならず、警備業界の人手不足や高齢化・ガソリン代の軽減にも繋がるそうです。

「大手だから出来ること！」「どうせ中小企業の我々には無理」とおっしゃらず、皆様の会社でも人手不足や生産性向上の策を今いちど考えてみてはいかがでしょうか？もちろん、“AIやデジタル”による分析でなく、“アナログ”を活用する選択肢があっても良いと思います。

## 自治体の効率化 『10円コンビニ』作戦

全国の自治体（市役所など）で窓口の受付時間を短縮する動きが広がっています。以前は職員の勤務時間と窓口受付時間がほぼ同時刻でしたが、受付時間の開始時刻を遅らせたり、終了時刻を早めたりしています。それにより、利用者来庁までの時間を準備に費やしたり、打合せに余裕がうまれたり、結果として職員の職場環境改善・残業手当の減少に繋がっているとの事です。年間1000万円もの残業手当が減少した自治体もあるそうです。住民票・印鑑証明・戸籍謄本等を取得しようとする利用者は、窓口受付時間が短縮されても、コンビニ交付を活用するなどして不便を感じないという方がいる一方、デジタル弱者からは「元に戻してほしい」との声も一定数あります。そんなデジタル弱者に対して、自治体はコンビニ申請方法をアナウンスするとともに、期間限定（3月23日～5月31日）で各種書類発行手数料を『10円』にする作戦を実施（一部自治体）しています。通常時でもコンビニ発行は窓口発行よりも手数料が40%程安いのですが、10円にすることにより一層の利用者拡大を期待しています。一時的に自治体の収益は減少しますが、職員の職場環境改善や残業代減少の効果の方が大きいと考えています。デジタル弱者の方々の評価はいかがでしょうか？



MMCホームページ



YouTube



10円日やりました